

ID: 237

担当部署: 上下水道課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	八頭町農業集落排水施設条例 第17条及び第18条		
例規番号	平成17年条例第150号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(過料)</p> <p>第17条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第6条第1項の規定による確認を受けないで、排水設備の新設等を行った者</p> <p>(2) 第11条の規定に違反した者</p> <p>(3) 第15条第2項の排水設備工事許可書を受けないで取付管及び公共枿を設置した者</p> <p>第18条 町長は、詐欺その他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日